

# 朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と、環境等との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 朝日村の自然景観や農地及び生活環境は、村民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、村民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の村民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

## (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する設備（送電に係る鉄柱等を除く。）の設置を行う事業をいう。
- (2) 事業者 再生可能エネルギー発電設備設置事業（以下「事業」という。）を行う者をいう。
- (3) 事業区域 事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。ただし、既に施行している事業の事業区域の近接地において一体的な事業を施行する場合は、その面積を合算するものとする。
- (4) 着手 再生可能エネルギー設備の設置にかかる土地の形質変更・木竹の伐採等の工事を始める日をいう。
- (5) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (6) 自治会 その区域に事業区域を含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域からおおむね100m以内の区域に土地又は建築物を所有する者（法人を含む）及び住居する者をいう。

## (村の責務)

第4条 村は、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、本村における自然景観や農地及び生活環境に十分配慮し、事業区域周辺の住民と良好な関係を保つよう努めなければ

ばならない。

(村民の責務)

第6条 村民は、第2条に定める基本理念にのっとり、村の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域の指定)

第7条 村長は、次に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

- (1) 地域を象徴する優れた景観が保たれており、その景観を保全することが特に必要と認められること。
- (2) 河川、森林、湖沼等が所在する自然環境が良好な区域及び貴重な動植物が生息する区域で、その区域における自然環境を保全することが特に必要と認められること。
- (3) 農業振興を図る観点から、農地として保持することが特に必要と認められること。
- (4) 土砂崩れ溢水等災害のおそれのある区域で、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採・伐根、盛土、切土等の造成行為及び再生可能エネルギー発電設備の設置を制限する必要があると認められること。

2 村長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

3 村長は、第1項の規定により抑制区域を指定したとき、又は前項の規定により抑制区域を変更したときは、その旨を告示するものとする。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業及び発電出力10キロワット以下の事業には適用しない。

(事前協議)

第9条 事業者は、事業を計画するにあたり、事前に村長に協議しなければならない。

(説明会の開催)

第10条 事業者は、前条の規定により事前協議を実施した後、速やかに、事業の内容、規模及び工事の施工方法、安全対策、発電事業終了後の計画等について当該事業に係る該当自治会の村民及び近隣関係者に対し説明会を開催し、十分な理解を得るものとする。

2 事業者は、前項の規定による説明会を開催し同意を得た時は、その内容を村長に報告するものとする。

(実施協議)

第11条 事業者は、村内において事業を施行しようとするときは、当該事業の着手前に村長に協議するものとする。

(協議終了の通知)

第12条 村長は、前条の規定による協議が終了したときは、事業者に終了した旨の通知をするものとする。

2 村長は必要に応じて、前項の通知に意見を付するものとする。

(工事着手等の届出)

第 13 条 事業者は次の号のいずれかに該当するときは、速やかに村長に届け出るものとする。

- (1) 工事の着手しようとするとき。
- (2) 工事の中止をするとき。
- (3) 中止していた工事を再開するとき。
- (4) 工事が完了したとき。
- (5) 工事を廃止したとき。

2 事業者は、工事の着手前に事業を取り下げるときは、村長に届け出るものとする。

(工事完了の確認)

第 14 条 村長は、前条の規定による完了の届出があったときは、現地確認を行うものとする。

(変更等)

第 15 条 事業者は、第 11 条に基づく協議内容を変更し、又は事業の変更をしようとするときは、村長に協議するものとする。

(報告及び立入調査)

第 16 条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第 17 条 村長は、必要があると認めるときは、事業者に対して適切な措置をとるべく指導又は助言を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に講じた措置その他の内容を記録し、村長に届け出るものとする。

3 村長は、第 1 項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった事業者に対し、勧告をすることができる。

4 村長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 9 条の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をした者
- (2) 第 10 条第 1 項又は第 2 項の同意を得ずに事業に着手した者
- (3) 第 13 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第 16 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若

しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第 18 条 村長は、第 11 条の規定による協議をせず、若しくは虚偽の内容に基づく協議をして工事に着手し、又は同条の規定による協議に基づいた計画を実行していない事業者であって、第 17 条第 3 項の規定による勧告に従わない事業者を公表することができる。

2 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。